

「平成30年度山口県食品衛生監視指導計画(案)」に対し、提出された意見  
とそれに対する県の考え方について

- (1) 意見募集期間 平成30年2月23日(金)～平成30年3月22日(木)  
 (2) 意見の件数 3人 5件  
 (3) 意見の内容と県の考え方

意見の内容		意見に対する県の考え方
<b>第2 監視指導に関する基本的事項</b>		
1	食の安心・安全の確保は、県民が安心して生活を送る上で、基本となるものですので、県には、事業者の指導にしっかり取り組んで欲しい。	食品衛生法違反や食中毒の発生状況等を踏まえて策定する本計画に基づき、重点的、効率的かつ効果的な監視や検査を行い、安心・安全な食品の生産、製造・加工及び流通の確保に努めてまいります。
<b>第5 食品等の収去検査等</b>		
2	米国抜きでTPPが大筋合意したとのニュースを見ました。輸入食品の増加が予想されていますが、食品を輸入する際の検査をしっかり行って、安全でない食品が国内に入らないようにして欲しい。また、県内で販売される食品の抜き打ち検査等で、安全性を確認して欲しい。	県としては本計画に基づき、県内に流通する輸入食品の残留農薬検査、添加物検査等を計画的に実施し、食品の安全性及び信頼性の確保に努めています。 また、輸入時の食品検査は国(検疫所)の所管となることから、国とも連携して輸入食品の安全性の確保に努めてまいります。
3	製造する食品の安全性確保は、製造者の責任であり、製造者が社内(自主)検査を行うことで担保するもの。保健所など行政が行う抜き取り検査は、製造者検査の検証として位置づけ、製造者の負担軽減の観点からも、必要最低限度の数とすべきである。さらに、HACCPの導入義務づけにより、製造工程毎の管理が進むことから製品のバラツキも小さくなるので、HACCP導入の結果、抜き取り検査数も少なくなると考える。については、HACCP導入済みの製造者については、検査数を減らす等の柔軟な対応とすべきと考える。	現在、国においてHACCPに基づく衛生管理の制度化が検討されており、HACCP導入済事業者が製造した食品検査については、今後の県内事業者の導入状況等を踏まえて検討することとします。

第8 食品等事業者の自主的な衛生管理の促進		
4	<p>HACCPによる衛生管理の導入を進めるとありますが、はたしてどのくらいの県民や事業者がHACCPとはどういうものか知っているのでしょうか。県としてもっとPRが必要と思います。</p>	<p>HACCPの普及促進に向け「お届け講座」や情報誌・電子メール等を活用して積極的な情報発信に努めてまいります。</p> <p>また、HACCPによる衛生管理の導入を円滑に進めるため、学識経験者等からなる本県独自の「HACCP支援チーム」により中小事業者への技術指導等を行ってまいります。</p>
5	<p>新しくHACCPが制度化されると聞いていますが、今後事業者が導入するにあたり適切なアドバイスが得られる機会を設けてもらいたい。また、職員研修を充実させて、適切な人員を育成していただくよう望みます。</p>	